

○伊東市水道事業給水条例

昭和35年3月31日

伊東市条例第462号

改正 昭和36年3月伊東市条例第501号

昭和40年6月伊東市条例第6号

昭和40年9月伊東市条例第16号

昭和41年12月伊東市条例第29号

昭和44年3月伊東市条例第12号

昭和45年3月伊東市条例第12号

昭和46年3月伊東市条例第13号

昭和50年3月伊東市条例第16号

昭和51年3月伊東市条例第3号

昭和51年10月伊東市条例第22号

昭和52年12月伊東市条例第26号

昭和55年3月伊東市条例第11号

昭和56年3月伊東市条例第4号

昭和56年10月伊東市条例第19号

昭和58年12月伊東市条例第19号

昭和59年12月伊東市条例第24号

平成5年12月伊東市条例第43号

平成8年12月伊東市条例第30号

平成10年3月伊東市条例第18号

平成12年3月伊東市条例第24号

平成12年12月伊東市条例第57号

平成15年3月伊東市条例第14号

平成15年12月伊東市条例第37号

平成18年12月伊東市条例第60号

平成25年6月伊東市条例第23号

令和元年9月伊東市条例第11号

目次

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第10条～第18条）

第3章 給水（第19条～第24条）

第4章 料金、延滞金、手数料、加入金及び開発負担金（第25条～第37条の2）

第5章 管理（第38条～第43条）

第6章 貯水槽水道（第44条・第45条）

第7章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう

（2） 検針日 料金算定の基準月として、あらかじめ公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定めた日をいう

（3） 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に定める管理者の権限を行う市長をいう

（給水装置の種別）

第4条 給水装置は次の3種とする。

（1） 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの

（2） 共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの

（3） 私設消火栓 消火用に使用するもの

第5条 削除

（代理人の選定等）

第6条 管理者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、必要があると認める場合は、給水装置の所有者に対し、代理人を選定させることができる。

2 給水装置の所有者は、代理人を選定した場合は、管理者にその旨を届け出なければならない。

3 管理者は、前項の代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

2 管理者は前項の総代理人を不適当と認めたときは変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 給水装置の利用者はその家族、同居人、利用人その他の従業員等の行為についてもこの条例の定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第9条 利用者又は所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がなくても、管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な措置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、利用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、これを減免することができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

第10条 削除

(給水装置の新設等の申込み)

第11条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置の工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の費用負担)

第12条 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第13条 給水装置の工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第14条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第15条 管理者が施行する給水装置の工事に要する工事費は、次の合計額とする。

（1） 材料費

（2） 運搬費

（3） 労力費

（4） 道路復旧費

（5） 工事監督費

（6） 間接経費

2 前項に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の予納）

第16条 管理者が給水装置の工事を施行するときは、申込者は設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で管理者が適当と認めたときはこの限りでない。

2 前項の概算額は工事施行後にこれを精算し過不足があるときは、これを還付又は追徴する。

3 工事費は管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

（給水装置の所有権）

第17条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における給水装置の所有権は、工事費完納のときに申込者に帰属する。ただし、その工事費完納前の給水装置は、申込者又は使用者が保管の責めを負わなければならない。

(給水装置の変更)

第18条 管理者が配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者及び使用者の同意がなくても施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例によるのほか制限又は停止することはない。

2 給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第20条 給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申込みその承認を受けなければならない。

(水道メーターの設置及び貸与)

第21条 水道メーター（以下「メーター」という。）は、管理者が設置して給水装置の使用者又は所有者に貸与し、保管させるものとする。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。ただし、管理者が使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

3 第1項の規定によりメーターを保管する者（以下「保管者」という。）は、善良なる注意をもってメーターを管理しなければならない。

4 保管者が前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の使用者、所有者、代理人又は総代人は次の各号の一に該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始、中止又は廃止するとき

(2) 給水装置の用途を変更するとき

(3) 消火演習に使用するとき

(4) 臨時用に使用するとき

第23条 給水装置の使用者、所有者又は代理人は次の各号の一に該当するときは直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引続いて使用するとき

(2) 代理人に変更があったとき

(3) 総代人に変更があったとき

(4) 給水装置の所有者に変更があったとき

(5) 専用給水装置の使用の特例による使用世帯数又は個所数に異動があったとき

(6) 消火に使用したとき

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は消火又は消防の演習若しくは、特に管理者の許可を得た場合に限り使用することができる。

2 前項の場合私設消火栓を消火以外に使用するときは管理者の指定する職員の立会を要する。

第4章 料金、延滞金、手数料、加入金及び開発負担金

(料金の徴収)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は定められた期日までに給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 料金は使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(料金)

第26条 料金は、次表により算出した額（以下「料金基本額」という。）に次の各号の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 料金基本額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額

(2) 前号により得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額

口径	区分	従量料金（1立方メートルにつき）				
	基本料金 （1月につき）	0～10 m ³	11～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上
13ミリメートル	円	円	円	円	円	円
20ミリメートル	943	133	162	180	191	
25ミリメートル	1,962					

30ミリメートル					
40ミリメートル	6, 7 5 3				
50ミリメートル					
75ミリメートル以上	1 4, 5 4 3				

(注) 配水施設を利用し給水する場合は管理者が別に定める。

2 共同住宅及び一団の住宅地区において、第4条第2号に規定する給水装置を共用する世帯の料金のうち基本料金については、総代人の申請に基づき、管理者の指定する一の世帯についてはメーターの口径により、他の世帯についてはそれぞれの世帯に設置された給水引込管の口径により算定する。

3 前項の料金については、申請が受理された日の属する期の次の期から算定する。

4 前2項に定めるもののほか、料金算定について必要な事項は、管理者が別に定める。

(最低使用水量)

第27条 最低使用水量は基本料金の水量であって1給水装置の1月の使用水量が前条に定める基本料金の水量に満たない場合であっても基本料金の水量まで使用したものとして計算する。

(料金の算定)

第28条 料金は、毎月検針日現在の使用水量に基づいて計算し、その日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認めたときは、隔月に検針し、その期間の使用水量に基づいて料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第29条 使用者が次の各号の一に該当するときは管理者は使用水量を認定し、これを使用者に通知する。

(1) メーターに異状があったとき

(2) その他使用水量が不明のとき

(共用給水装置による水量の認定)

第30条 共用給水装置による使用水量は、各世帯均等とみなす。

(料金算定の特例)

第31条 月の中途において水道の使用を開始又は中止、若しくは廃止をした場合においても、料金は1カ月分として算定する。ただし、使用日数が15日を超えず、かつ使用水量が基本水量の2分の1を超えないときは基本料金の半額とする。

2 月の中途においてその口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の料率を適用する。

第32条 削除

(無届使用に対する認定)

第33条 給水装置を無届で使用した者は前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は集金または納額告知書により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは2月分まとめて徴収することができる。

2 第31条の規定による廃止又は中止の場合の料金は随時これを徴収する。

3 集金の方法は別に管理者が定める。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第34条の2 納期限内に納入されなかった料金に対して督促状を發したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納料金額に年14.6パーセント(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

3 督促手数料及び延滞金については、前2項に定めるもののほか、地方税法、伊東市手数料徴収条例(平成12年伊東市条例第1号)及び伊東市税賦課徴収条例(昭和25年伊東市条例第139号)の例による。

(手数料)

第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後、徴収することができる。

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,000円

(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

1件につき 10,000円

(3) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料

1件につき 2,000円

(4) 設計審査及び工事検査手数料

1件につき 2,000円

(5) 開閉栓手数料(新設を除く。)

1件につき 1,000円

(6) 証明手数料

1件につき 200円

(令元条例11・一部改正)

(加入金)

第35条の2 給水装置を新設する場合又はメーター口径を大きいものに変更する場合は、加入金をそのメーター口径に応じて徴収する。ただし、メーター口径を大きいものに変更する場合は、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

2 加入金は、次表の加入金基本額に次の各号の額を加えた額とする。

(1) 加入金基本額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額

(2) 前号により得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額

メーター口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル
加入金基本額	円 49,600	円 136,000	円 233,100	円 362,200	円 715,600	円 1,236,900	円 3,350,500

(注) メーター口径75ミリメートルを超える場合は管理者が定める。

3 加入金は、当該申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の加入金は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開発負担金)

第36条 市の給水を受けることとなる建築物又は宅地（別に定める計画1日最大給水量が5立方メートル以上の建築物又は宅地をいう。）を建築又は造成する者から開発負担金を徴収する。この場合において、宅地に係る負担金を既に納入した宅地に建築物を建築する場合の開発負担金については、別に定める。

2 開発負担金は、計画1日最大給水量に1立方メートル当たり10万円を乗じて得た額（以下「開発負担金基本額」という。）に次の各号の額を加えた額とする。

(1) 開発負担金基本額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額

(2) 前号により得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額

3 前2項の開発負担金は、市の給水に関する協議成立又は給水申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、協議成立後又は給水申込み後に徴収することができる。

(料金、延滞金及び手数料等の軽減又は免除)

第37条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、延滞金及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(債権の放棄)

第37条の2 管理者は、料金に係る債権で消滅時効が完成したものについては、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の随時検査又は処理及びその費用負担)

第38条 管理者は水道の管理上必要があるときは給水装置を検査し水道使用者に対し、適当な措置を指示し又はみずからこれをなすことができる。

2 前項の措置に要する費用は措置を命ぜられた者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認に要する費用については、水の供給を受ける者の負担とする。

(令元条例11・一部改正)

(給水の停止)

第40条 管理者は次の各号の一に該当するときは水道の使用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が第15条の工事費、第26条の料金、第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき

(2) 水道の使用者が正当な理由がなく第28条の使用水量の計量を拒み又は妨げたとき

(3) 水道の使用者が正当な理由がなく第38条の検査を拒み又はその指示を履行しないとき

(4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき

(5) 前各号のほかこの条例に違反したとき

(給水装置の切り離し)

第41条 管理者は次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切りはなすことができる。

- (1) 給水装置を3カ月以上使用せずかつ所有権の所在が不明のとき
 - (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めるとき
- (罰則)

第42条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第9条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (2) 第11条の承認を受けずに、給水装置の工事をした者
- (3) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第38条第1項の検査又は第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第44条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第45条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(伊東市水道使用条例の廃止)

2 伊東市水道使用条例（昭和23年1月条例第18号）は、廃止する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第34条の2第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（昭和36年3月30日伊東市条例第501号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。ただし、第26条第1号の施行については別に市長が定める。

附 則（昭和40年6月22日伊東市条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月分から適用する。

附 則（昭和40年9月22日伊東市条例第16号）

この条例は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日伊東市条例第29号）抄

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月29日伊東市条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月分の料金から適用する。

附 則（昭和45年3月28日伊東市条例第12号）抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月27日伊東市条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、昭和46年4月分から第35条第1項第1号の改正規定は、昭和46年4月1日以後の申請に係る分から適用する。

附 則（昭和50年3月31日伊東市条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、昭和50年6月分料金から第35条の改正規定は昭和50年4月1日以後の申請に係る分から、第35条の次に1条を加える改正規定は昭和50年5月1日以

後の申請に係る分から適用する。

附 則（昭和51年3月31日伊東市条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年度以降の調定に係る督促手数料から適用し、昭和50年度以前の調定に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年10月5日伊東市条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、昭和51年12月分料金から、第35条の2第1項の改正規定は、昭和51年11月1日以後の申請に係る分から適用する。

附 則（昭和52年12月26日伊東市条例第26号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日伊東市条例第11号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第26条第3項の規定にかかわらず、昭和55年5月31日以前に申請のあったものについては、この条例施行の日以後の検針に係る料金から適用する。

附 則（昭和56年3月31日伊東市条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、昭和56年度以降の調定に係る督促手数料から適用し、昭和55年度以前の調定に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年10月3日伊東市条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、昭和56年12月分料金から、第35条及び第35条の2の改正規定並びに第36条を加える規定は、昭和56年12月1日以後の申請に係る分から適用する。

附 則（昭和58年12月27日伊東市条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、昭和59年4月分から、第34条の2の延滞金は、昭和59年度調定分から、第35条の2の改正規定は、昭和59年4月1日以後の申込みに係る分から適用する。

附 則（昭和59年12月27日伊東市条例第24号）抄

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月22日伊東市条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、平成6年4月分料金から、第35条の2の改正規定は、平

成6年4月1日以後の申込みに係る分から適用する。

附 則（平成8年12月25日伊東市条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条、第35条の2及び第36条の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による第26条の改正規定は、平成9年5月分料金から、第35条の2及び第36条の改正規定は、平成9年4月1日以後の申し込みに係る分から適用する。

附 則（平成10年3月30日伊東市条例第18号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の伊東市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の規定により工事の申込みをしている者に対する旧条例第35条第2項ただし書の規定による同条第1項の手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日伊東市条例第24号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日伊東市条例第57号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月28日伊東市条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日伊東市条例第37号）

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月分料金から適用する。

附 則（平成18年12月22日伊東市条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月28日伊東市条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊東市介護保険条例、伊東市後期高齢者医療に関する条例、伊東市普通河川条例、伊東市下水道条例、伊東市地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例、伊東市水洗便所改造等資金助成条例、伊東市水道事業給水条例及び伊東市育英奨学金条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月9日伊東市条例第11号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。